

◎ 『負担上限月額』について

所得状況（所得区分）に応じて、4段階の負担上限月額が設けられています。

〈1ヶ月の負担上限額〉

所得区分		負担上限月額	
		通院	入院を含む場合
一定以上		44,400円	80,100円+1%*
一般		12,000円	44,400円
低所得者	II	2,000円	12,000円
	I	1,000円	6,000円

※ 総医療費が 801,000円を超えた場合の上限額は、次のとおりです。  
 $80,100円 + (総医療費 - 801,000円) \times 1\%$

また、所得区分の認定にあたっては、申請者および同じ『世帯』<sup>※1</sup>全員の所得により認定をすることとなります。

なお、同じ『世帯』に属する方の所得が確認できない場合、所得区分は「一定以上」となります。

所得区分の基準は、次のとおりとなります。

所得区分	判定基準
一定以上	一般、低所得者II及びIのいずれにも該当しない場合。
一般	『世帯』に属するすべての世帯員の課税所得額がそれぞれ <u>145万円未満</u> の場合。
低所得II	『世帯』に属するすべての世帯員が市民税所得割を課されていない場合。
低所得I	低所得者IIのうち、『世帯』に属する全ての世帯員について合計所得金額が0円の場合。

※1 『世帯』の範囲について

「受給資格者と生計を一にしている者」が『世帯』の範囲になります。

原則、受給資格者と同じ医療保険に加入している人、住民基本台帳で同じ世帯に属している人が同じ『世帯』とみなされます。